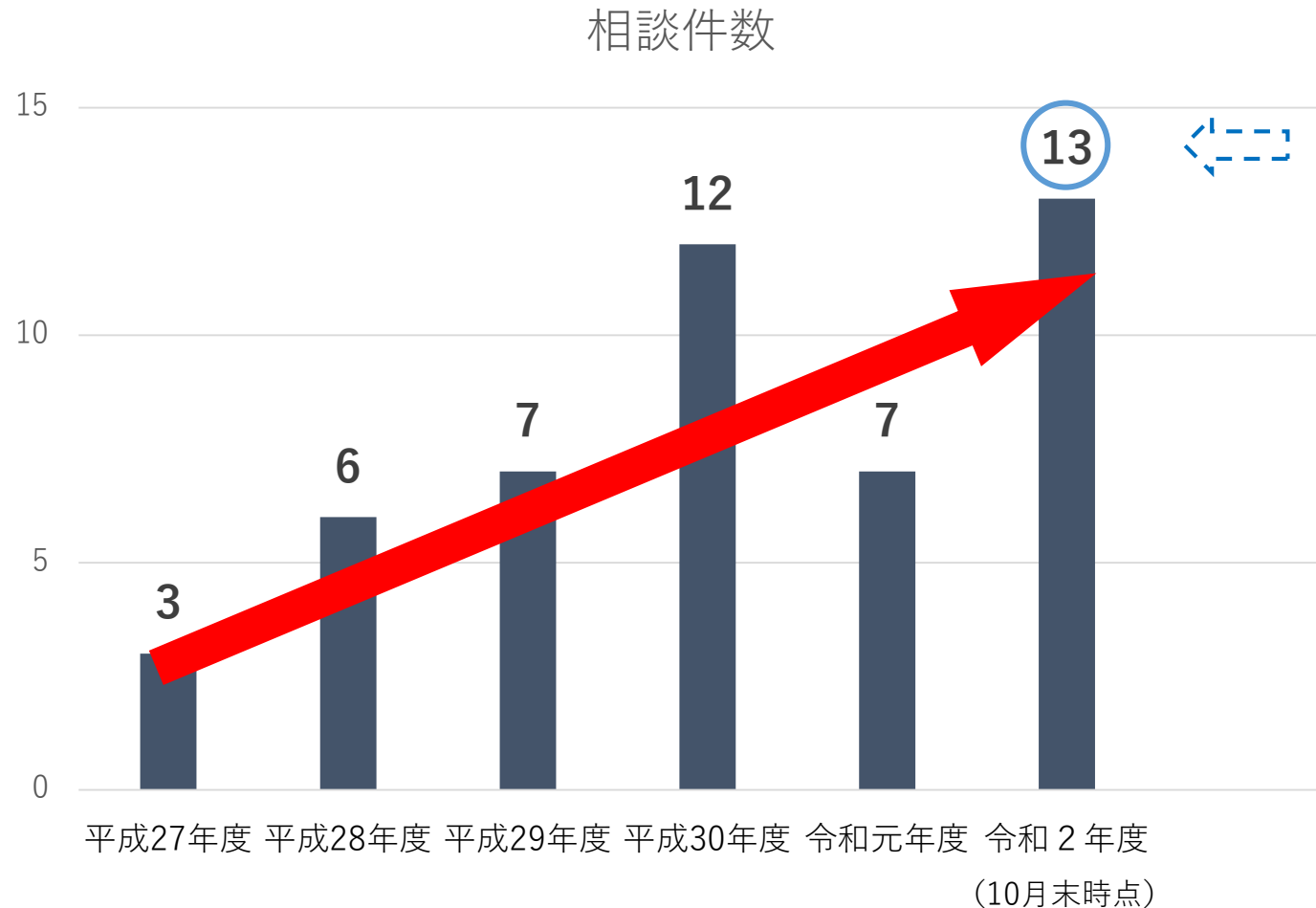


都筑区内の空家相談の状況

1 都筑区の空家相談件数



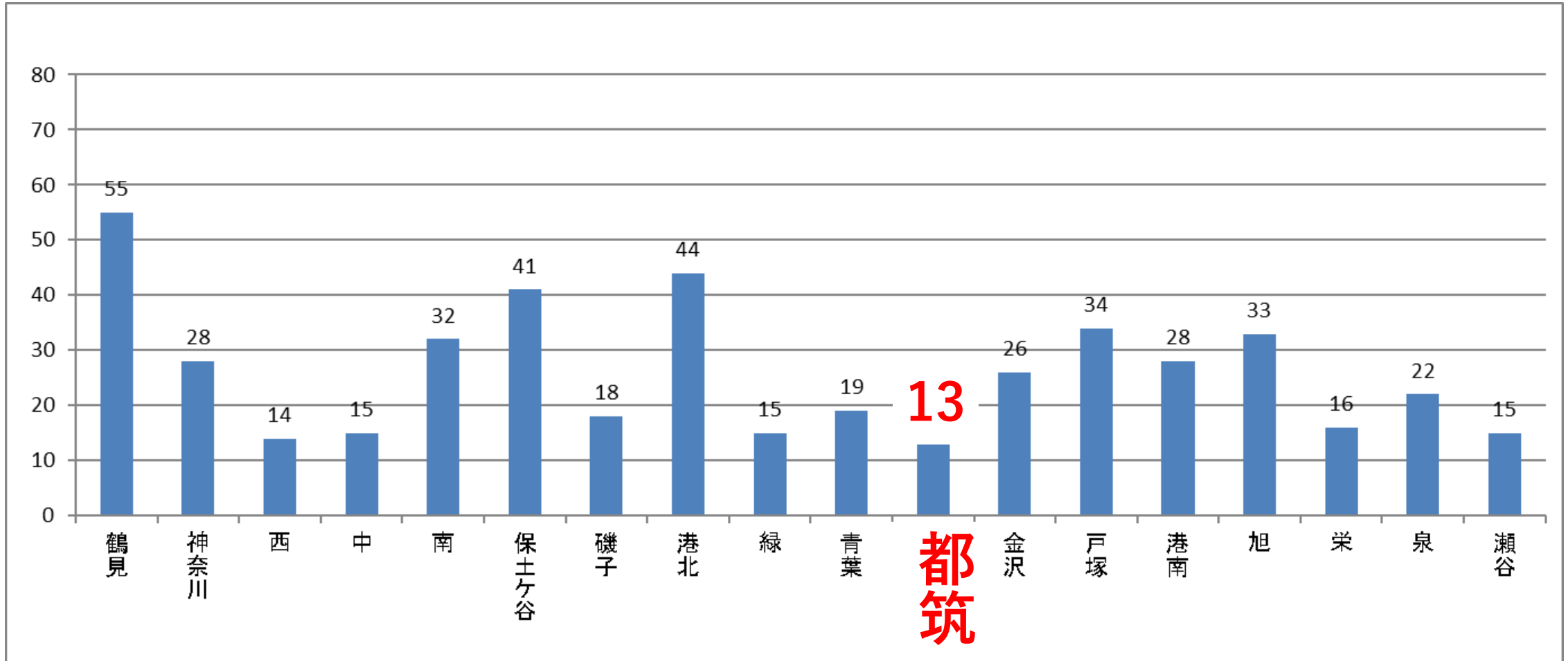
相談内容（令和2年度）	件数
①建物(老朽や腐朽等)	3
②火災の危険性	2
③防犯(侵入危険性等)	2
④ごみ(不法投棄等)	0
⑤衛生害虫・ねずみ等	2
⑥道路側樹木繁茂	1
⑦隣地側樹木繁茂	5
⑧その他	6

※1件の空家に複数の相談内容があった場合
それぞれの項目にカウント

1 都筑区の空家相談件数



各区に寄せられた空家相談件数（令和2年4月～10月末）



○民法

所有者さらには相続人に空家の管理責任があると規定されています。空家を相続した場合、遠方である・遠縁である等の理由があっても、管理責任は発生します。

○空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）

○建築基準法

建物等の維持管理の努力義務が規定されています。

3 区役所の相談対応の流れ

相談内容の確認



現場調査



所有者等調査



初期指導

初期指導とは

所有者等調査の結果に基づいて、指導対象者（所有者または管理者等）に、通知文等で適切な管理に向けた情報提供や助言等を行います。また、改善すべき内容があれば合わせて伝えます。

指導対象者からの連絡を受けた場合には、現場調査等で確認した内容を伝え、適切な管理を行うよう伝えます。

近隣の空家でお困りの方は…

相談内容に応じて、空家がある区の担当部署にご相談ください。



建物

区政推進課



火災

消防署



防犯

地域振興課



ごみ

地域振興課



衛生害虫

生活衛生課



道路側への樹木繁茂

土木事務所



隣地側への樹木繁茂

区政推進課

ご清聴ありがとうございました。